



ふくろうニュース

No.20

2013. 11. 11 発行

専門相談員による情報受付を開始

理事 山本 一志

当法人が平成20年1月29日内閣総理大臣から消費者契約法上の団体訴訟制度を担う適格消費者団体として認定を受け、早5年を経過しました。これまで当法人は適格消費者団体としての責務を果たすべく、消費者の皆様からの情報提供に基づいて、様々な事業者の不当な取引を検討し、不当取引や不当な契約条項については申し入れ活動、差止訴訟等を行ってまいりました。

当法人の職責を全うするためには、消費者からより多くの情報提供を受けることが不可欠です。また、現在、国会において審議中の「集団的消費者被害回復訴訟制度」の担い手となるためにも、より一層の体制整備と活動の充実が必要です。

そこで当法人は、適格消費者団体として今後さらに活動を充実させるための具体化策のひとつとして、本年10月1日（法の日）より、専門家が電話で情報提供を受け付ける「専門相談員受付体制」を開始することとなりました。消費者被害救済に関わる弁護士、司法書士等に、専門相談員に登録してもらい、消費者からの情報提供等の受付をお願いすることに致しました。

その要領は下記のとおりです。

- 1 電話受付が原則で、必要に応じて面談での聞き取りをする。
- 2 担当者は、当法人事務所で待機する。
- 3 **受付は、毎週火曜日・木曜日（祝日は除く）**

午後2時から午後4時迄。

※その他の平日・時間帯は、これまで通り、事務局が受付をしています。



会員の皆様には、これまで様々な情報をお寄せいただいておりますが、今後ともこの制度をご利用いただき、より多くの情報をお寄せいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い致します。

『オシャベリひろば』のご案内

当法人は今般、当法人の事務所を定期的に会員の皆様の交流の場として提供する『オシャベリひろば』をはじめることとしました。これは、前掲の『専門相談員受付体制』とともに当法人の適格消費者団体としての活動充実策の一環であり、毎月一回程度、当法人のスタッフと会員の皆様との交流あるいは会員同士の交流の場を設け、互いに有益な情報交換をしようというものです。ご来所いただいて、会員の皆様からの情報提供はもちろん、当法人への要望や提言等もどしどしお聞かせ頂き、意見交換などもさせていただきたいと思っています。

一度事務所を見学したいという会員の方も大歓迎です。場合によっては、DVD 上映やタイムリーなテーマでのミニ学習会を開催させていただくことも検討しております。いずれにせよ、楽しく有意義な時間を過ごしていただければと願っております。

『オシャベリひろば』は下記日時に開きますので、お時間の許す会員の方は、お気軽にご来所下さい。なお、事務所のスペースの関係で収容人数に限りがございますので、ご来所の際は事前にご連絡を頂ければ幸いです。※事務所の電話番号、地図は8ページを参照



原則として、毎月第4水曜日（祝日は除く）午後2時から午後4時まで

※日程は変更がある場合もありますので、事前にご確認のうえご来所ください。

♪一同…お待ちしております。

全国の差止請求事例集の作成と学習会の開催

副理事長

木村 豊

消費者庁の企画を受託した消費者機構日本が中心となって、現在、差止成果事例集の作成作業が進んでいます。

これは、これまでに全国の適格消費者団体が行ってきた様々な差止請求の中から、裁判により又は裁判外であっても一定の成果があったケースについて1冊の本にまとめ、約120の成果事例を、英会話教室、貸衣装レンタルなどといったジャンルごとに整理しようとするものです。もちろんわが消費者ネット広島が行ってきた成果事例も入っています。

作業は大詰めを迎えており、今年中に完成する予定ですが、こうした事例集は、消費生活相談員、消費者団体など消費者の権利を守るために活動している人たちはもとより、実際に約款を作り、勧誘行為を行っている事業者にとっても有益な情報となるものといえます。

そこで、差止成果事例集が完成した後に、広く消費生活相談員、事業者などを対象として、この事例集についての学習会を行うこととなっています。

全国9か所での開催を計画しており、広島においても来年（2014年）2月下旬に行う予定にしていますので、日時・場所等の詳細が決まりましたら、またご案内しようと思います。

株式会社早稲田自動車学園 差止請求訴訟の経過報告

理事 風呂橋 誠

消費者ネット広島は、平成25年6月7日に、広島地方裁判所に対して、早稲田自動車学園の教習契約における解約条項の使用差止などを求める訴訟を提起しました。

裁判において、被告自動車学校は、問題となっている中途解約条項の記載について、「原告からの指摘をうけて改訂をし、職員らもその旨の指導を周知徹底している。」(答弁書)と主張しました。

そこで、当方(原告)から被告に対し、その改訂時期を質問したところ、「改訂時期は、平成25年6月15日である。」との回答がありました。すなわち、本件訴訟の提起の報道がなされてから1週間後に、自主的に改訂したということです。

また、被告によると、平成25年6月17日には、社団法人全国指定自動車教習所協会連合会の総会において、消費者契約に関する暫定的な自主行動基準について審議され、決議されたとのことでした。

このように、本件訴訟がきっかけとなり、被告自動車学校の自主的な改訂を促し、さらには、自動車教習所の連合会にまで影響を与え、業界全体としての改善へつながったことは、本件提訴が、非常に重要な意義があったと言えます。

なお、この裁判においては、被告の自主的な改訂が十分なものと言えるかどうかについて、今後、さらに検討していく予定です。



集团的消費者被害訴訟制度の早期実現を

監事 仲田 誠一

平成25年10月11日、宇部市において第67回中国地方弁護士大会が開催され、「集团的消費者被害回復訴訟制度の早期創設を求める決議」が採択されました。

現在の訴訟制度の下では、費用と手間がかかる裁判は消費者にとってハードルが高いため、被害の回復が十分に実現していません。新しい制度は、消費者契約に関する被害について、認定特定適格消費者団体が個々の消費者に代わって事業者に対して訴訟を提起し(共通義務確認訴訟)、事業者の責任が認められた段階で、その結果を基に消費者が手続に参加をして被害を回復する(債権確定手続)というものです。この制度が実現すれば、個々の被害者は訴訟の結果を基に簡単な手続に参加すれば被害が回復でき、「泣き寝入り」が減ることが期待できます。

法案は平成25年4月19日に閣議決定されましたが、未だに成立していません。法案には、訴訟主体となる認定特定適格消費者団体の要件が厳しい、施行前の事件に適用されない等の問題点がありますが、まずは早期成立、早期施行が待たれております。

冒頭の大会で採択された決議の内容は、法案の早期成立を求め、かつ問題点の是正を求めるものです。決議案に対して出席者から質問も異議も出ることなく、無事採択されました。法案の早期成立に向けた働きかけを引き続き行っていきます。

継続審議となっていた「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」は、付則として5項目の検討条項を入れ、11月1日に衆議院本会議で可決されました。今後は参議院での審議になります。

私と悪徳商法（その2 靈感商法）

弁護士 山田 延廣

1980年代中頃のある日、主婦がお婆さんを連れてきた。「母親が大理石の多宝塔や壺を購入している。何を聞いてもよく分からない」という。

これが私と靈感商法との出会いである。お婆さんに尋ねても「話したくない。」という。娘を別室に待たせて話を聞くと、「話せば罰が当たる。」と言う。この多宝塔や壺は、多額な金銭で買ったらしい。

これを期に「印鑑を10万円以上で買わされた。」「壺を100万円を買ったが返したい。」「家族が多宝塔を1000万円以上で買っている。」という相談が次々と生じた。

どうも、訪問販売で「高麗人参が血を清めて健康によい。」と言われて買ったところ、「何か家族に病気や問題があるのでは無いか。」と言われ、家族の健康のことを話したら、「この不幸は、先祖の祟りだ。貴方の先祖は、武士であって多くの人を殺している。それが崇っている。多宝塔を買えば救われる。」と言われた。「このままだと、家族が不幸になってしまうので、急いで買った。」「友だちに、体質改善の話があるので聞きに行こうと誘われ、行ったら同じことを言われ、買わないと帰してくれなかったので、印鑑や美術品（絵）を買わされてしまった。」というのが通常のパターンであった。

領収書や契約書を手がかりに相手先の販売店に内容証明を突きつけたら、直ぐ連絡してきて、「買い戻すが、代金全額はダメ。」という。交渉したが、相談者本人らが「早く手を切りたい」というので、最初頃は、5割程度しか返還してくれない。



私の事務所には、返品する多宝塔や壺が所狭しと並ぶようになり、弁護団をも立ち上げたが、このまま個別の解決をしても仕方がない。そう思っていたところ、呉市の主婦二人が、「このまま放っておけない。訴訟でも何でもして下さい。」と元気の良さを示してくれた。

怒ったら直ぐ行動する癖のある私は、同期の石口弁護士に、「人を不安にする商法（当時は、靈感商法の言葉はなく「不安商法」と呼んでいた）があり、訴訟を起こすので一緒に代理人になってくれ。」と頼んだ。彼は、これまでサラ金事件などを一緒にやっていた仲であるため、「はい、はい」と二つ返事であった。直ぐ訴状を書いて、裁判所に提出し、記者会見を行ったところ、新しいこと好きなマスコミは、これを大々的に報道し、この靈感商法を大々的に報道してくれた。私は、自分でも「よくぞやった。」とほくそ笑んだ。

ところがである。その夜（丑三つ時になると）、自宅の電話が鳴り響きだした。電話に出ると切れ、切ると鳴り出す。家族は起きてくるし、眠れもしない。当時の黒電話は、今のように電話線を取り外したりは出来ない仕組みである。やかましくて仕方がないので、玄関口の電話（昔は電話は玄関口に置くものであった）を布団と毛布でくるんだが、音は漏れて眠れやしない。

そうすると、石口弁護士が私に、「夜、電話が架かってきてうるさい。電話に出たら、『あなたの子どもに何が起こるか分からんぞ』とおどろおどろしいことを言ってきた。あれは何じゃろう。」という。私はしどろもどろになってしまった。

それだけではない。私の事務所がある八丁堀近辺に、私を含めた4名の弁護士の顔写真入りで「左翼悪徳弁護士」なる標題のビラが撒かれてしまった。私は、左翼（というより理想派と思っているが）を自認しているため、この呼称は仕方がないとしても、「悪徳弁護士」は許さない。しかも、私の顔写真は、古い司法修習生時代のピンぼけ写真である。「どうせ載せるのなら、(当時の) 見目麗しき写真を載せろ。」と息巻いたが相手は全く分からないのではどうしようもない。また、弁護団員の二國弁護士のところに

は、頼みもしないのに「鮭10人前」が届くし、てんやわんやであった。

しかし、全国でこの靈感商法が問題となり、全国靈感商法弁護士が結成され、日弁連もこの調査を始めたため、国会でも取り上げるなどした。背後に、宗教団体と称する統一教会がいることが分かってきた。このため、統一教会を被告として訴訟提起までなされるようになり、壺や多宝塔販売は下火となったが、美術品販売等は現在でも続いているし、子どもたちが統一教会に取り込まれたとする紛争は現在でも継続している。

当時、これが宗教を利用したオウム真理教事件に繋がっていくとは思ってしなかつた。

消費者問題雑感 その1

監事 廣島 敦隆

1. 消費者事件と30年付き合っている、^{いち}一弁護士の考えです。

「消費」これは御承知のように、「金、物、労力を使ってなくすこと」で生産と対立する言葉です。この言葉は、意味内容も語感からも消極的な言葉であり魅力がありません。できれば、消費という言葉の中に、よりよく使うとか儉約して使うとの限定的な意味が加えられたら積極的イメージが出るでしょう。

そこで、「儉約消費」とか「適正消費」などと考えてみたものの、適当な言葉が作れません。

2. 「消費者」ですが、この言葉は「労働者」とか「高齢者」とか「障害者」などの言葉と比べて、大雑把過ぎると思います。例えば、人は生きている限り財貨やサービスなどを使わざるをえないので、生きている人と消費者は、ほぼイコールになるはずですが。

ところで、「消費者」については消費者契約法にその定義が出ています。

「消費者とは、個人をいう（2条1項）」となっています。あれれ！これだけでは、すべての人間の個人であることを述べる、当たり前のことです。

そこで「消費者」を再考すると、この言葉は個人が財貨やサービスを契約（代表的には売買によって入手する場合）の面からみた人を消費者というようです。

例えば、その何人が労働者である場合、昼食に売店で弁当を買ったときは消費者であり、この場合、労働者であると同時に消費者でもあるのです。この二重性が「消費者」の特殊性でしょう。

3. 「消費者問題」とは、上述の「消費」及び「消費者」が携わっている種々の問題をとりあえず「問題」という言葉を加えることによって一つにまとめてしまうのです。

この「消費者問題」の有効性は、弁護士会の中で消費に関するトラブルを取り扱う委員会の通称を「消費者委員会」と通常言っていますが、正式には「消費者問題」対策委員会とされている理由です。結局、「消費者問題」が、キーワードであるという平凡な結論になったのです。

●ネット通販でブランドバッグを申し込み代金を振り込んだが、商品は届かずサイトも無くなった。

具体的な事例

インターネット通販サイトでブランドバッグを申し込み、相手口座に代金を支払った。口座名義人が外国人のような名前であった。入金確認後に商品を発送するというメールが届かず、1週間経過した今、サイトそのものが無くなっていた。元の通販サイトにはメールアドレスだけの表示で、住所や電話番号の記載は無かった。

○模倣品の販売に関するトラブルが急増しています！

消費者が商品代金を支払った後に、通販サイトの運営者と連絡が取れなくなるケースが圧倒的です。返金を求めることはほぼ不可能ですので、トラブルに遭わないためには未然防止が重要です。



～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～

<消費者庁越境消費者センター（CCJ）より>

1. 正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない！
連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です!!
2. 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている！
お買い得すぎる商品、本当に本物ですか…？
3. 日本語の表現が不自然である！
機械翻訳のような日本語が使われていませんか…？
4. 支払方法が銀行振込のみとなっており、クレジットカードが利用できない！
銀行振込は、一旦振り込むとお金を取り戻すことは極めて困難です!!

ホームページをリニューアルしました

会員の皆さまをはじめ、広く消費者の方に消費者ネット広島
の活動を知っていただくために、このたびホームページを全面的
にリニューアルしました。

セミナー等の行事案内から最新の消費者被害の手口や当法人が
申入れや差止請求をした事案について、タイムリーに情報提供いた
します。また、広島県の委託事業として「見守りねっと」とい
う特に、高齢者の消費者被害防止のための専用ページを新設し、
日頃から高齢者を見守っている福祉関係者(機関)に知っておいて
いただきたい情報を週替わりで掲載いたします。





10月
より

高齢者の消費者被害防止のために

「見守りねっとメルマガ」 配信中

広島県委託事業



高齢者等を狙った消費者被害は、悪質商法の手口の巧妙化・複雑化により増加する一方です。こうした高齢者等の被害を防止するためには、高齢者自らが気をつけるとともに、地域で高齢者等を見守る立場の方々にも悪質商法の手口や被害を発見したときの対応方法等について知っていただき、被害の早期発見・救済につなげていただくことが効果的です。

消費者ネット広島は、広島県の受託事業として、日頃から地域で高齢者のお世話をされている民生委員さんや介護・福祉関係者を対象に、消費者被害に関する最新の情報を、週1回メールマガジンにより配信しています。また、これに関連して当法人のウェブサイトも全面リニューアルし、「見守りねっと」という高齢消費者の被害防止専用ページを設け、情報の詳細や関係団体の取り組みなどを掲載しています。

現在、登録者はまだ120名程度ですが、この取り組みが地域で活動されている関係者のお役にたち、「安心安全な地域づくり」に貢献できるよう、今後も登録会員の拡大とともに内容充実を図っていききたいと思います。

皆様も是非、ご登録ください。

メールマガジンのご登録はこちらから！

◎パソコンからのご登録◎

下記のメールアドレスに空メールを送信

shohinetmm@m.blayn.jp

◎スマートフォン・携帯電話からのご登録

下記のQRコードを読み込み、
表示されたメールアドレスに空メール送信



他の消費者団体からのお知らせ

健康、アンチエイジング、ちまたには様々な健康食品が溢れています。テレビコマーシャルや新聞広告などで、夢のような健康食品が紹介されており、試してみたくありませんか。その前に、健康食品について消費者として知っておきたいことを、一緒に学習しましょう。

日時 : 2013年11月30日(土) 13:30~15:30
場所 : 広島YMCA 3号館 多目的ホール(広島市中区八丁堀7-11)
TEL 082-227-6816

内容 : 「健康食品について、消費者として知っておきたいこと」
—その実態と付き合い方—

講師 : (独) 国立健康・栄養研究所
情報センター長 梅垣 敬三さん

参加料 : 無料

定員 : 50名

申込み : 川手 FAX 082-827-1329

主催 : この事業は、公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)と一般財団法人 産業人材研修センター(麻布研修センターから名称変更)との共同事業です。



会員募集中

消費者ネット広島の運営は、会費と寄付で賄われています。

個人正会員	年会費	2,000円
団体正会員	年会費	5,000円
個人賛助会員	年会費	1,000円
団体賛助会員	年会費	3,000円

●会員の特典

会員の方には、ふくろうニュースのお届けと、講演会やシンポジウム等の情報提供、オシャベリひろばの参加案内をしています。



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
適格消費者団体
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>



●事務所はこちらです。

お気軽に、お越しください。

